

納税者
1.5倍



あなたも相続税の納税者になる 可能性があります。

本年度の税制改正法案が成立すると、相続税の基礎控除額が4割縮小されます。
これにより、これまで主に富裕者層が対象となっていたものが、今後は一般サラリーマンにまで
広がると予想されるため、今一度相続資産について確認していただくことをお勧めします。

相続税評価額の比較

現金・預金
で1億円の
資産の場合

1億円

アパートと土地
で1億円の
資産の場合

現金・預金で1億円

※現金・預金については、相続発生時の現金、預金残高がそのまま評価額になります。

相続評価額1億円

土地(相続評価額5,000万円)・アパート(建築価格5,000万円)で1億円

土地面積
500m²

※建設資金金額借入

計 算 式

土地評価額=5,000万円×82%(1-0.6×0.3)=3,280万円(200m²までの部分は評価を50%減額して計算)

建物評価額=5,000万円×60%×(1-30%)=2,100万円※1建物評価割合 ※2借家権割合

(3,280万円(土地評価)+2,100万円(建物評価))-5,000万円=380万円(債務控除(建設資金))

相続評価額380万円

※国税庁 財産評価より

※1 評価割合は建物構造によって異なります。重量鉄骨造を想定して60%としています。
※2 借家権割合は、大阪府の一部を除いて30%になります。※3 借地権割合(相続路線価図参照)



建築総合提案のスペシャリスト・一級建築士事務所

創企株式会社

一級建築士事務所 兵庫県知事登録(神1)第100919号
特定建設業 兵庫県知事許可(特21)第113736号
(社)全国宅地建物取引業保証協会会員 兵庫県知事免許(6)第9453号

〒651-0088 神戸市中央区小野柄通4丁目1番15号振興ビル6階
TEL.078-261-0202(代) FAX.078-261-0788
mail:info@souki-net.com URL:http://www.souki-net.com

0120-344-345

資料請求券